

議案第89号

備前市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部
を改正する条例の制定について

備前市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する
条例を次のとおり制定する。

令和元年9月4日提出

備前市長 田原隆雄

備前市条例第 号

備前市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正
する条例

備前市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成26年備前市
条例第22号)の一部を次のように改正する。

第11条第2項中「都道府県知事」の次に「又は地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の19
第1項の指定都市の長」を加え、同項第4号を次のように改める。

(4) 教育職員免許法(昭和24年法律第147号)第4条に規定する免許状を有する者

第11条第2項第5号中「次号において同じ。」を削り、「者」の次に「(当該学科又は当該課程
を修めて同法の規定による専門職大学の前期課程を修了した者を含む。)」を加える。

附則第2項中「平成32年3月31日」を「令和2年3月31日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

備前市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例新旧対照表

改 正 案	現 行
<p>(放課後児童支援員及び補助員)</p> <p>第11条 (略)</p> <p>2 放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であつて、<u>都道府県知事又は地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の19第1項の指定都市の長</u>が行う研修を修了したものでなければならない。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) <u>教育職員免許法(昭和24年法律第147号)第4条に規定する免許状を有する者</u></p> <p>(5) 学校教育法に規定する大学(旧大学令(大正7年勅令第388号))による大学を含む。<u>()</u>において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修め、当該大学を卒業した者(当該学科又は当該課程を修めて同法の規定による専門職大学の前期課程を修了した者を含む。)</p> <p>(6)～(9) (略)</p> <p>3～5 (略)</p> <p>附 則 (職員に関する経過措置)</p> <p>2 この条例の施行の日から<u>令和2年3月31日</u>までの間、第11条第2項の規</p>	<p>(放課後児童支援員及び補助員)</p> <p>第11条 (略)</p> <p>2 放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であつて、<u>都道府県知事</u></p> <p>_____が行う研修を修了したものでなければならない。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) <u>学校教育法の規定により、幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校又は中等教育学校の教諭となる資格を有する者</u></p> <p>(5) 学校教育法に規定する大学(旧大学令(大正7年勅令第388号))による大学を含む。<u>次号において同じ。</u>において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修め、当該大学を卒業した者</p> <p>_____</p> <p>(6)～(9) (略)</p> <p>3～5 (略)</p> <p>附 則 (職員に関する経過措置)</p> <p>2 この条例の施行の日から<u>平成32年3月31日</u>までの間、第11条第2項の規</p>

定の適用については、同項中「修了したもの」とあるのは、「修了した
もの(令和2年3月31日までに修了することを予定している者を含
む。)」とする。

定の適用については、同項中「修了したもの」とあるのは、「修了した
もの(平成32年3月31日までに修了することを予定している者を含
む。)」とする。